

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県都市公園条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第二十三号）（公園スタジアム課）

### 一 趣旨

都市公園法等の一部改正に伴い、県が設置する公園施設の設置基準等を定めるための改正

### 二 内容

- (一) 公園施設の設置基準に関する特例の追加
- (二) 運動施設に関する制限の新設
- (三) 規定の整備

### 三 施行期日

平成三十年四月一日

ただし、(三)については公布の日